

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年11月18日（令和7年（行情）諮問第1319号）

答申日：令和8年6月12日（令和8年度（行情）答申第227号）

事件名：行政文書ファイル「令和6年度 庁内託児施設」につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる8文書（以下、順に「文書1」ないし「文書8」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月24日付け防官文第6963号及び同年9月2日付け同第20263号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1

アないしカ （略）

（2）原処分2

ア及びイ （略）

ウ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法第11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和7年3月24日付け防官文第6963号により、

本件対象文書のうち、文書1について、開示決定処分（原処分1）を行った後、同年9月2日付け防官文第20263号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書8について、法5条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

（略）

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法第19条第1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年11月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年6月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると、当審査会で判断すべき内容はなると解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「令和6年度 庁内託児施設」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書全ての開示を求

めるものであったことから、本件開示請求時に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、再度、本件ファイルを管理している人事教育局厚生課の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書は、本件開示請求文言を踏まえ、本件ファイルにつづられていた文書を特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)ア及びイ並びに上記第3の3(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル「令和6年度 庁内託児施設」に綴られた文書の全て。

【裏面をご参照下さい（略）】

2 本件対象文書

文書1 庁内託児施設一覧（2024.12.1現在）

文書2 庁内託児施設概要資料

文書3 庁内託児施設の設置状況 令和6年12月1日

文書4 キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園の特徴 令和6年11月 防衛省

文書5 庁内託児所研修（R6.11.5宮城県議会防衛議員連盟）

文書6 庁内託児所研修（R6.11.21榛東村村長）

文書7 新規庁内託児施設の検討状況について 令和6年12月 人事教育
局厚生課

文書8 無償貸付物品一覧表